

1 福祉のまちづくり条例

高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの推進を図るため、福祉のまちづくり条例（平成4年10月制定）では、公益施設や共同住宅等の特定施設及び小規模購買施設等について、バリアフリー化の整備基準を定め、届出又は通知を義務づけている。

条例施行日（平成5年10月1日）からの特定施設の届出・通知件数は累計で20,373件、小規模購買施設等の届出・通知件数は、平成14年10月以降の累計で1,881件であった（平成21年3月末現在）。

2 住宅におけるバリアフリー化の促進（資料4 図1参照）

高齢者、障害者をはじめ、すべての県民が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることができるよう、段差解消、手すり設置等、既存住宅の改造に対し、県と市町が連携し補助を行っている。

[補助概要]

住宅改造 一般型	対象者	60歳以上の高齢者、身体障害者等のいる世帯 登録制度に登録する既存賃貸住宅の所有者		
	助成対象限度額	100万円/戸	助成率	1/3
住宅改造 特別型	対象者	要介護・要支援認定を受けた者、身体障害者のいる世帯		
	助成対象限度額	100万円/戸（介護保険等の給付額と合わせて）		
	助成率	所得に応じて3/3～1/2		
増改築型	対象者	一般型若しくは特別型の対象世帯及びこれらの者と同居しようとしている世帯		
	助成対象限度額	150万円/戸	助成率	1/3
共同住宅 (分譲)共用型	対象者	21戸以上の分譲共同住宅の管理組合		
	助成対象限度額	100万円/棟	助成率	1/3

3 ユニバーサルデザインを導入した公営住宅整備

車いす利用者に限らず、高齢者、健常者でも使いやすい仕様にしたユニバーサルデザイン（玄関引き戸、車いす対応型キッチン等）を採用し、誰もが安心して暮らせる機能をもった人にやさしい公営住宅整備を推進しており、平成17年度以降17団地でユニバーサルデザインを採用した。

4 公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

公共性が高く、利用者からの要望も強い公共交通機関のバリアフリー整備を促進している。

(1) 鉄道駅舎エレベーター等設置補助事業（資料4 図2参照）

新設または大規模改築時における鉄道駅舎のエレベーター設置を条例により義務化するとともに、平成5年度から県は鉄道事業者に対し既存駅舎のエレベーター設置等に補助を行っている。

今年度補正予算措置により、県下の1日の乗降客数5千人以上の173駅のうち、設置困難駅4駅及び他事業で整備する2駅を除く167駅(97%)のバリアフリー化を達成する見込である。

[補助概要]

補助対象	鉄道事業者（1日乗降客数5,000人以上ある鉄道駅舎）		
補助基本額	エレベーター：1億5千万円/基 エスカレーター：5千万円/基 スロープ・階段昇降機：5千万円/駅		
補助率	県 1/6 市町 1/6 国 1/3		

(2) ノンステップバス等購入補助事業（資料4 図3参照）

平成5年度から民営バス事業者におけるノンステップバスまたはリフト付きバスの購入に対し、補助を行っている。

[補助概要]

補助対象	民間バス事業者		
補助基本額	ノンステップバス：25,000千円/台 リフト付バス：35,000千円/台		
補助金額及び負担割合	次のA Bのいずれか低い金額に対し、下記負担割合を適用 A：補助基本額×補助率 赤字事業者：県 1/8 市町 1/8 国 1/4 黒字事業者：県 1/10 市町 1/10 国 1/5 B：車両購入価格とワンステップバス価格との差額 県 1/4 市町 1/4 国 1/2		

5 歩道のバリアフリー化の推進（資料4 図4参照）

県管理道路のバリアフリー化においては、歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のリニューアル化及び無電柱化により、円滑な歩行空間の確保に努めている。

平成20年度末現在、累計で約25,000箇所の段差解消、約20,000箇所の視覚障害者誘導用ブロックの設置を行うとともに、約72kmの無電柱化を行った。

6 ユニバーサル社会づくり実践モデル地区指定の推進

すべての人々に優しいまちづくりを目指すユニバーサル社会の早期実現を図るため、「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区」の指定を進めている。

モデル地区では、住民等との協働によりハード、ソフト両面でのユニバーサル社会づくりに取り組む市町に対し、各市町1地区を原則として重点的な支援を実施している。

平成18年度より地区指定を開始しており、平成18年度は6地区、平成19年度は9地区、平成20年度は2地区の計17地区が指定済みである。

ユニバーサル社会とは
年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会
ユニバーサル社会づくり実践モデル地区とは
地域住民、企業、NPO等が市町と協働し、道路や施設のバリアフリー化のハード整備を実施するとともに、高齢者、障害者等の社会活動への参画や子育て支援などソフト事業に取り組み、高齢者や障害者、外国人等、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインの「まちづくり」を推進する地区

[補助概要]

モデルプラン策定 費補助事業	モデル地区事業プランの策定を支援			
	助成対象 限度額	50万円 (プラン策定時1年)	助成 率	市町 1/2、県 1/2
モデル地区活動費 助成事業	協議会活動の質的充実、次の活動へつなげる検証等を行う活動費を支援			
	助成対象 限度額	60万円 (事業期間内：最長5年間)	助成 率	市町 1/2、県 1/2
モデル施設等改修 費補助事業	中小企業等が所管する特定施設等のバリアフリー化工事を支援			
	助成対象 限度額	150万円 (事業期間内：最長5年間)	助成 率	事業者 1/2、市町 1/4、県 1/4